

農業委員会だより

No.94

令和2年2月

あぜみち

主な内容

- 令和元年 遊休農地調査結果 …………… 1
- 農業委員・農地利用最適化推進委員募集 …………… 2~3
- 行田市農業振興地域整備計画の見直し …… 3
- 委員百景 他 …………… 4

令和元年度 農地パトロールを実施しました

【表1】 今回の調査で 解消が確認されたもの

大字	筆数	面積㎡
犬塚	2	716
馬見塚	3	2,441
酒巻	1	500
下中条	1	596
斉條	1	1,138
須加	4	6,575
若小玉	2	402
下須戸	10	7,275
埼玉	3	2,071
小敷田	1	3,358
合計	28	25,072

【表2】 今回の調査で新たに 確認したもの

大字	筆数	面積㎡
北河原	1	2,416
中江袋	5	2,527
須加	1	249
若小玉	4	1,836
真名板	2	2,747
長野	3	1,946
埼玉	1	749
合計	17	12,470

※なお、調査結果には「違反転用地」は含まれておりません。

農地パトロール

遊休農地の全体調査

農業委員会では、市内全域を対象に、遊休農地の実態把握と発生防止・解消に向けた取り組みとして、遊休農地の調査を毎年実施しています。

調査の結果から、遊休農地または遊休化の恐れがあると判断した場合は、所有者へ利用意向調査を行い、耕作の再開や農地中間管理機構等への貸付等、今後の農地利用について確認を行っています。

遊休農地がもたらす被害

遊休農地を放置すると…

周囲に迷惑!

- 雑草の種の飛散
- 病害虫の発生
- 有害鳥獣の隠れ場所

さらに荒廃農地になると…

多額の費用が!

- 農地の復旧が大変
- 売るのも困難

農地の管理は所有者・使用者の責務です。年に数回の耕起、草刈り等を行い適切に管理しましょう。また、相続税の納税猶予の対象農地が遊休農地になっていると、納税猶予が受けられなくなります。

遊休農地の

解消に向けて

遊休農地を活用して耕作面積の規模拡大をお考えの場合、また、農地の相続、病気等により耕作ができなくなってしまう場合は、早めに地区の農業委員や農地利用最適化推進委員、または農業委員会にご相談ください。
なお、農業者が利用権を設定して遊休農地を解消する場合、条件により補助金を受けられますので、農政課にご相談ください。

そもそも

遊休農地とは何か

耕作放棄地、荒廃農地、遊休農地などいろいろな言い方がありますが、どのような違いがあるか考えてみましょう。

◆耕作放棄地

定義はなく、農林業センサスで使われ、所有者に耕作の意思がない農地を意味します。

◆荒廃農地

農林行政上の用語で、未耕作農地を再生可能な農地と再生不可能な農地に区分し双方を含む意味で使われます。

◆遊休農地

遊休農地の中には再生不可能な農地は含まれません。農地の活用を意図しています。

耕作放棄地 (範囲が広い、一般的用語)

荒廃農地 (A分類) 再生可能な農地	荒廃農地 (B分類) 再生不可能な農地
遊休農地 周回と比べ著しく低利用農地 2号遊休農地	遊休農地 簡易な作業で営農再開可能 1号遊休農地
森林・原野化しているもの 非農地判定へ	

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します!

行田市および行田市農業委員会では、以下のとおり、農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けます。

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく毎月の総会審査 ●最適化推進の指針の作成、市長等への意見書の提出 ●農地利用最適化業務（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための活動 ●農地中間管理機構との連携 ●農地パトロール ●農業振興業務（農業者年金、全国農業新聞の普及） 	<ul style="list-style-type: none"> ●担当地域の審査案件の現地調査 ●最適化推進の指針の作成に対して意見を述べる ●農地利用最適化業務（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための現場活動 ●農地中間管理機構との連携 ●農地パトロール ●農業振興業務（農業者年金、全国農業新聞の普及）
募集人数	13人	20人（〔別表〕の地区番号ごとに1人）
任 期	令和2年7月20日から令和5年7月19日	
報 酬	月額36,000円	月額35,000円
	農業委員会の活動による農地集積の実績に応じて、国の交付金の範囲内において市長が定める基準により算定した額を別に支給します。	
身 分	非常勤特別職	
募集期間	令和2年2月27日(木)から3月25日(水)まで（土日曜日、祝日を除く）	
推薦及び応募資格	農地に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化等の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。	農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域において、担い手農家への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の調整を行うことができる方。
委員に なれない方	<ul style="list-style-type: none"> ●破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方。 ●禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。 	
推薦及び 応募方法	適任と思われる方を、本人の同意を得て3人以上か団体代表者名で推薦、または自らの応募により、募集期間中に本庁1階の農業委員会事務局に所定の書類を提出してください。書類は農業委員会事務局でお受け取りになるか、市ホームページからダウンロードしてください。	
選考方法	推薦または応募の理由、経歴、年齢、地域などを考慮し審査します。	
選任及び 委嘱方法	選考委員会による候補者の選考を踏まえて、市長が市議会の同意を得て任命します。	選考委員会による候補者の選考を踏まえて、農業委員会が総会の決定を得て委嘱します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●農業委員は、過半数が認定農業者であることや、農業者以外の方で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上含めなければなりません。また、農業委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じないように配慮します。 ●農業委員と農地利用最適化推進委員は、同時に推薦・応募できますが、兼職はできません。 	

〔別表〕 農地利用最適化推進委員の担当区域

地区番号	担当区域	地区番号	担当区域	
①	行田、本丸、天満、城南、中央、宮本、栄町、旭町、向町、緑町、忍1・2丁目、大字忍、矢場1・2丁目、城西1・2・3丁目、佐間1・2・3丁目、大字佐間、谷郷1・2・3丁目、大字谷郷	⑪	大字小見、大字白川戸、大字荒木 (⑩以外の字)	
		⑫	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目、藤原町1・2・3丁目、長野1・2・3・4・5丁目、大字長野、大字若小玉 (字八反田、字勝呂、字中村、字鞘戸、字枳、字六本木)	
		⑬	大字小針、大字若小玉 (⑫以外の字)	
		⑭	大字下須戸	
		⑮	大字藤間、大字真名板、大字関根	
		⑯	清水町、吉里山町、押上町、門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、西新町、深水町、持田1・2・3・4・5丁目、大字持田、城西4・5丁目、駒形1・2丁目、大字前谷	
			⑰	大字下忍、大字樋上、大字堤根
			⑱	大字渡柳、大字利田、大字埼玉 (字丸墓通、字富士山通、字上埼玉通、字曾根通、字宮前通)
		⑲	大字埼玉 (字中道通、字愛宕通、字下埼玉通、字百塚通、字下屋敷通、字中通、字大和田通、字前谷通、字諏訪通、字片原通、字稻荷通、字境松通、字二丁野通、字尾崎通)	
		⑲	大字野、大字埼玉 (⑱⑲以外の字)	
②	大字小敷田、大字中里、大字皿尾			
③	大字上池守、大字下池守、大字和田			
④	大字斎条			
⑤	大字北河原、大字酒巻			
⑥	大字南河原			
⑦	大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋			
⑧	大字下中条、大字須加 (字役田、字六反、字四ツ家、字船川、字小稻荷、字中原、字梅の木、字伊勢六、字大稻荷)			
⑨	大字須加 (⑧以外の字)			

行田農業振興地域整備計画の見直しを行います

市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地の確保と農業の振興を図るため、昭和48年度に「行田農業振興地域整備計画(以下、計画)」を策定しました。この計画は、定期的に見直しを行っていますが、現行の計画が10年以上経過し、現在の状況と乖離した状態となっております。そのため、整合性を図る必要があることから、令和2年度に、計画の全体見直しを行う予定です。

計画の見直しに関するアンケートの実施について

計画の見直しにあたって市内の農地を所有または耕作(概ね3反5畝以上)されている皆様が、農業の現況や今後の農業経営に対して、どのような意見をお持ちなのかお伺いし、計画策定の参考にさせていただくためのアンケート調査を実施しました。

お伺いした内容については、計画の見直しに伴う統計的な分析のみに使用するものであり、それ以外の目的には使用しません。

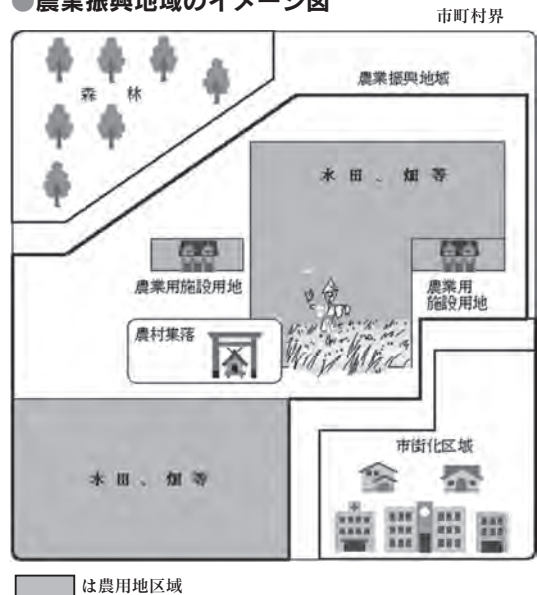
農用地区域除外等の申出の受付を一時停止いたします

計画の見直しの間、関係機関との協議を伴うことから、令和2年10月分の農用地区域除外等の申出の受付を一時停止します。

なお、同年4月分の受付は行いますので、計画がある方は早めの相談をお願いします。

何卒、ご協力をお願いいたします。

●農業振興地域のイメージ図



【問い合わせ】 農政課農政担当 (内線373)

委員百景

農業委員及び農地利用最適化推進委員に自由な内容で寄稿して頂いたものを掲載します。

今後の農業の展望



農業委員
菱澤 隆夫
(斎条)

今の農業を取り巻く状況は、農業就業者の高齢化や担い手不足、後継者不足、さらに農業資材の高騰による農業所得の減少等により、遊休農地・耕作放棄地が増大しております。そのため、農地転用等の審議や許認可などの業務に加え、担い手への農地利用の集積化・集約化、耕作放棄

地の発生防止、解消という「農地等の利用最適化の推進」が、農業委員会の重要な業務であり、果たすべき役割であります。今後も農業の持つ多面的な自然豊かな環境を守り、地域農業を活性化、発展させ、農業振興及び農業者が夢と希望の持てる農業・環境づくりに寄与できるように力を尽くしていきたいと思えます。

なお、耕作放棄地がどこの市でも大変問題になっておりますが、行政サイドと農業委員・推進委員で協議をしながら解決していきたいと思えます。



農地利用最適化推進委員
石井 幸壽
(下中条)

私の農業経営

経営形態は、土地利用型の米・麦二毛作水田の約30パーセントに、埼玉県指定採種子圃場として受託契約を結び、種子生産者となり、現在は彩のかがやきと彩の星を栽培しています。購入対象者が農家で同業の耕作者ということから、製品にあつては、購入者が品種

固有の特性を發揮できるように、結果農家に増収・増益をもたらすように細心の注意を払い生産しています。採種子農家は、一生産農家当たり一品種のみ栽培管理しています。本年産の稲作にあつては、長梅雨と日照量不足と8月からの連続猛暑日により、稲体の疲弊は否めません。

また、本年から始まった収入保険制度に加入し、広範囲な補償内容に期待しています。スマート農業の振興は、労働力不足が懸念される昨今、必須条件であることから、よく理解し、技術を磨いていきたいと思えます。

地域農業を支えたい



農地利用最適化推進委員
高沢 宗春
(荒木)

母が一人で続けてきた農業を継ぎ60年が経とうとしています。9反ほどの小規模農家で、最初は経験が未熟だったため、米作り技術の習得する事が出来ず、親戚や地域の方に聞きながら覚え、その頃はテラーで耕運、代かき作業でつらかったです。その後乗用トラクターが普及し始め作業も楽になりました。定年近くまで兼業で働き、その後は専業で

米作りに励んでいます。私が担当する地区は昭和35年〜37年に土地改良工事をして現在に至っています。

これからは、高齢化が進み後継者不足等で耕地の縮小や農業をやめる人が増えるのではないかと思います。地区では水の便の悪い所や耕地の高低差が多く大雨の時などは被害が出てしまいます。今年も大雨のため稲わらが一ヶ所に寄ってしまい20センチメートルもたまるところが数ヶ所出てしまいました。この状態を見た時、早く土地改良工事を行い大型農業化して後継者不足の解消、コスト削減、省力化・多様化で生産性向上、農業所得の向上、地域の活性化に結び付くよう推進委員として活動していきたいと思えます。

豊かな老後生活のために 加入しませんか? 農業者年金

国民年金に上乗せする公的な年金制度です

- ① 農業者なら広く加入できる
- ② 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
- ③ 保険料の国庫補助
- ④ 保険料は2万円から自由に選択可能
- ⑤ 税制面で大きな優遇
- ⑥ 80歳までの保証がついた 終身年金

くわしくは農業委員会事務局まで



購読しませんか?

全国農業新聞は、農業及び農政の現状を中心に農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします!

週刊 月4回金曜日発行
月 700円
年間 8,400円(消費税込み)
お申し込みは農業委員会事務局へ

経営とくらしを応援!!

